

平成14年度実績評価書要旨

(評価対象期間：平成14年7月～15年6月)

平成15年8月
金融庁

1 実績評価の実施に当たって

(1) 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

これまで金融庁においては、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価に関しては、昨年12月、平成13年度（13年7月～14年6月）を対象とする実績評価書を初めて作成・公表しました。今回は、これに引き続き、平成14年度（14年7月～15年6月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/seisaku.html>）

(2) 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

平成14事務年度における実績評価の実施に当たっては、昨年に引き続き、法律において示されている政策や業務の必要性（目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義を持つのか）、有効性（業務の実施が政策の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか）、効率性（業務に投入した資源量が目標の実現にとって効率的であったか）の観点から評価を行うこととしました。

（注）金融庁における「事務年度」とは7月から翌年6月までの期間です。

また、各政策の実績評価の記載に当たっては、政策の効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

政策の目標

年度当初に設定した政策目標の内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。

現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

事務運営についての報告及び評価

平成14事務年度において政策の達成に向けて行った業務（取組み）内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果（アウトカム）につ

いて分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

当該政策に係る端的な結論

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

なお、端的な結論の記述に当たっては、以下の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

当該政策に係る端的な結論の基本類型	
14 事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。
	政策は達成されなかった。
15 事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの
	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
現時点で成果の発現が予定されないもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

なお、今後の政策評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

なお、政策評価の結果がより予算の作成に活用されるよう、実績評価書の公表を早期

に行うこととしました。

(3) 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

昨年に引き続き、有識者会議メンバーの方々（参考資料2）から、平成15年8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、実績評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

また、有識者会議メンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わる意見も含め、主に以下のようなご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

金融行政に関わる最近の事例のなかには、簡単には国民が理解しにくい問題もあるように思われる。金融庁の果たす説明責任は益々重要であり、しっかり取り組んでもらいたい。

政策目標として「利用者保護」が挙げられているが、ここでいう保護は自己責任を損ねるものではない。その点について理解を求めていくべきである。

今後の金融行政に当たっては、日本の金融業の収益力や国際競争力をいかに向上させるかという観点も含めて検討してもらいたい。

企業再生については、政府全体として現在様々な取組みが行われており、将来的にはそれらに対する評価も行っていく必要がある。

金融庁の行う行政処分については、事前防止、再発防止といった観点から活かされるべきである。

また、各政策の実績評価に関しても多くのご意見をいただき、評価の参考とさせていただきました。なお、各政策の今後の評価に向けての意見については、各政策の評価結果の「7. 学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」策定 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」制定（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13事務年度の実績評価）を実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）

(参考資料 2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成 15 年 8 月 1 日現在

	翁	百 合	(株)日本総合研究所主席研究員
座 長	片 田	哲 也	(株)小松製作所相談役特別顧問
	神 作	裕 之	学習院大学法学部教授
	関	哲 夫	新日本製鐵(株)常任顧問
	田 辺	国 昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富 田	俊 基	(株)野村総合研究所研究理事
	吉 野	直 行	慶應義塾大学経済学部教授

(計 7 名)

(敬称略・五十音順)

2 各政策の評価結果

政策 1 - 1 不良債権処理の着実な実施

1. 政策の目標

金融システムの健全化に向けて、不良債権処理を引き続き着実に実施するため、平成14年4月に公表した「より強固な金融システムの構築に向けた施策」等を踏まえ、市場規律と厳格な資産査定の下、信託を含むRCCの機能の積極的な活用を図りつつ、不良債権の最終処理を具体的目標（原則1年以内に5割、2年以内に8割目処）に沿って確実に進めるための所要の措置を講ずる。

（説明）

当庁においては、金融機関の抱える不良債権の最終処理を促す観点から、不良債権の洗い出し、不良債権処理の促進、RCC機能の拡充等の取組みを行ってきています。これは、不良債権の最終処理が、金融機関の収益力の改善や、貸出先企業の経営資源の有効利用などを通じて、新たな成長分野への資金や資源の移動を促すことにつながるものであるからです。

また、上記目標に明記されていませんが、平成14年10月に公表された「改革加速のための総合対応策」においては、金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、不良債権処理を加速することにより、金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にし、金融及び産業の早期再生を図るための取組みを強化することとされました。

当庁では、これに対応し、「金融再生プログラム」の取りまとめなどを行いました。

2. 平成14事務年度における事務運営についての評価

不良債権の状況

平成15年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は35.3兆円と、14年3月期に比べ7.9兆円減少しました。また、主要行の金融再生法開示債権残高は20.2兆円と、14年3月期に比べ、6.5兆円減少しました。

これは、債務者の業況悪化に伴う新規発生等の一方で、オフバランス化が進展したこと等によるものです。

不良債権の最終処理

平成15年3月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、目標に沿ったオフバランス化が進められています。

こうしたオフバランス化の進展により、金融再生法開示債権でみる主要行の不良債権比率は14年3月期の8.4%から15年3月期には7.2%に低下しています。平成14年10月には金融再生プログラムが策定され、「平成16年度末までに主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下」という目標が定められましたが、平成14年下期には不

不良債権比率は0.9%低下しており、不良債権処理が進捗しています。

RCCの機能の活用

金融機関の不良債権の迅速なオフバランス化の確実な実現を図るためにRCCの機能を活用していますが、その実績は、以下のとおりです。

ア．改正金融再生法施行後の平成14年7月から15年6月末までの間における、RCCによる不良債権買取の実績は1兆9,690億円（元本ベース）と法改正前の約5倍のペースに拡大しました。

イ．平成14年11月に取り扱いを開始した「中小企業再生型信託スキーム」の利用実績は、15年6月末までで175件となっています。

ウ．金融機関と共同して、企業グループの再生を図るために、再建計画を検証した上で不振子会社向け債権等の買取りなどを行う「RCC企業再編ファンド」等を設立しました。

エ．平成15年3月に、RCCの保有する債権のバルクセールを行い、債権元本で2,638億円を売却し、さらに、同年6月には、証券化を目的として、金融機関等の保有する債権とともにRCCの保有する債権1,942億円をSPCに売却しました。

3．今後の課題

デフレの継続等、厳しい経済環境が続いていますが、日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るために、主要行の不良債権問題を正常化させる必要があります。このため、金融再生プログラムに盛り込まれた措置を着実に実行するとともに、RCCの機能の一層の活用や、産業再生機構との連携など、企業再生に向けた取組みを推し進める必要があります。

なお、中小・地域金融機関の不良債権問題については、リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムを着実に実施するなかで、中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、不良債権問題も同時に解決していく必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっています。デフレの継続等、厳しい経済環境の下で、今後、金融再生プログラムに盛り込まれた措置を着実に実行する等の対応が必要です。

政策 1 - 2 金融機関の健全性確保に向けた適切な対応

1. 政策の目標

金融機関の健全性の確保を通じて、揺るぎない金融システム等の構築及び預金者等の保護等を図るため、適時・適切な早期是正措置の発動等を行う。

また、公的資金による資本注入を受けた銀行について経営健全化計画のフォローアップを行う。

さらに、主として地域金融機関を念頭において、収益性・健全性の更なる強化等を図るための有効な手段である合併等を円滑化する施策を早急に取りまとめる。

(説明)

(1) 早期是正措置等

預金取扱金融機関

平成10年4月に導入された早期是正措置は、自己資本比率という客観的な基準に基づき、予め定めた是正措置命令を発動するものです。

これにより、

- ・ 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること
- ・ 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること
- ・ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながる事などが期待されます。

早期是正措置の発動基準となる自己資本比率は、資本勘定(資本金、法定準備金、剰余金等)等の自己資本を分子とし、リスクアセット(資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額)を分母として算出されます。自己資本は、金融機関が抱える様々なリスクを吸収するための財務基盤であり、各金融機関が内外の金融市場において預金者や投資家からの信認を確保していく上で重要です。

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められており、現在では4区分となっています。

また、早期是正措置の発動基準については、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースのいずれかが自己資本比率の基準を下回った場合に発動することとなっています。

証券会社

証券会社の財務の健全性を示す指標として、自己資本規制比率があります。具体的には、資本金や準備金その他の自己資本から、固定資産その他の直ちに流動化できない資産を控除したものを分子とし、各種のリスク相当額の合計値を分母として算出されます。この自己資本規制は、有価証券等の売買を頻繁に行うという証券会

社の業務の性質を踏まえ、証券取引における円滑かつ確実な決済等を確保するため、証券会社の業務に伴うリスクを総合的に把握し、保有有価証券等の価格変動リスクをはじめとする各種のリスクが顕在化した際にも、それに伴う損失に十分耐えるだけの流動的な資産を保持させることを目的としています。

保険会社

保険会社の経営の健全性を判断するための基準として、ソルベンシー・マージン比率があります。具体的には、保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクに関し、通常の見積りを超えるリスクとして一定の仮定の下で算定した額を分母とし、基金(資本金)、価格変動準備金、危険準備金(生保)、異常危険準備金(損保)、一般貸倒引当金等のリスクに対応することが可能なバッファ(ソルベンシー・マージン)を分子として、その比率を求めるものです。このソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置は、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に応じて、経営改善への取組みを適時に促すことにより、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し保険契約者等の保護を図ることを目的としています。

(2) 経営健全化計画のフォローアップ

早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関は、経営の合理化のための方策等を含む経営健全化計画を策定し、公表しています。

この計画の履行状況については、半期毎に金融機関に報告を求め、当庁より公表しています。これは、パブリック・プレッシャーの下で金融機関の経営の早期健全化を図るフォローアップの仕組みです。

(3) 金融機関等の組織再編成の円滑化に向けた環境整備

我が国の金融機関等が、その金融仲介機能・決済機能を十全に発揮し、厳しい経済情勢におかれている地域経済の活性化に貢献するためには、個々の金融機関等がその経営基盤を一層強化することが必要です。このため、有力な手段である金融機関等の合併等の組織再編成を円滑化するための措置について、財務局や関係者からのヒアリングを行うなどニーズを把握した上で、立法化に向けた作業を進めることとしました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

(1) 早期是正措置等

早期是正措置の対象となった金融機関は、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の経営改善を行い、健全性を回復しました。

また、早期警戒制度は導入されてから間もない制度ですが、その制度の趣旨については各金融機関に十分浸透しており、早期是正措置の対象とならない健全な金融機関に対しても、早め早めに経営改善を行うインセンティブを与え、健全化に向けた自主的努力が促されています。

(2) 経営健全化計画のフォローアップ

早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関の経営健全化計画の履行状況に

については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正が図られています。

また、計画未達の金融機関について、報告の徴求、業務改善命令といった監督上の措置が講じられています。報告徴求においては、収益等が計画を下回ったことを踏まえて、更なるリストラ策や利益の社外流出の抑制策などの代替措置を求め、これを受けた金融機関においては、収益改善に向けた措置を策定・実施しています。こうした枠組みの下で、資本増強を受けた金融機関の経営健全化が促されています。

(3) 「金融機関等組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行

「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」については、金融機関等の経営基盤の強化の有力な選択肢である合併等の組織再編の促進を図るものとなっています。

また同法に基づく経営基盤強化計画では、合併による経営合理化を進めること等により、収益基盤と営業基盤をより強固なものとするを求めており、今後の計画の履行によって、その経営基盤の更なる強化や業務の健全化、効率化が図られ、収益力の相当の向上が見込まれるものとなっています。

なお、平成 15 年 1 月 1 日に同法律が施行されてから現在までの間、1 件の経営基盤強化計画の認定が行われました。

3 . 今後の課題

現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあり、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、行政面における取組みの充実に引き続き努める必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果は上がっていますが、現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあることから、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けた対応を行う必要があります。

政策 1 - 3 決済機能のセーフティネットの整備

1. 政策の目標

決済機能の重要性を踏まえ、決済のセーフティネット整備に向けた検討を行い、必要な改革案をとりまとめる。

(説明)

金融機関破綻時の決済機能の安定確保を図るにあたって、名寄せのデータ処理をはじめとする我が国金融機関の現状、金融機関の破綻処理に関する司法制度等に鑑みれば、状況によっては金融機関の破綻処理に時間を要すること等により決済を円滑に完了できない場合も生じ得ることから、こうした場合に備え、我が国特有の事情も踏まえた決済機能の安定確保策が必要となっていました。

以上から、決済のセーフティネットの整備等を行うこととしました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

預金保険法及び金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律の一部改正によって、

-) 平成 17 年 4 月のペイオフ解禁以後も、決済のための資金については決済用預金に預け入れることにより、金融機関の破綻時にも当該資金は全額保護されること、
-) 今回の法改正前の預金保険法に基づく制度では保護の対象とされていなかった仮受金、金融機関預金等に経理されている資金であっても、決済途上にある場合には、全額保護されること、

となり、金融機関破綻時においても各経済主体が金融機関を利用した決済を円滑・確実に完了することを可能とする制度が整い、決済機能の安定に寄与するものと考えます。

当座・普通・別段預金を平成 17 年 3 月まで全額保護したことで、不良債権処理が加速化されている中においても預金動向は安定的に推移し、金融システムの安定にも寄与しているものと考えます。

3. 今後の課題

平成 15 年 4 月より上記改正法が施行されたことから、当座預金・普通預金・別段預金が平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護されることとなったことと併せ、17 年 4 月以降は決済用預金が全額保護されることについても、今後、預金者に対する周知を行っていく必要があります。

また、金融機関等からの制度に関する照会等への対応など、預金保険機構とも連携しつつ、引き続き、制度の円滑な定着を図っていく必要があります。

4．当該施策に係る端的な結論

政策達成に向けて成果が上がっていますが、引き続き、預金者への周知と制度の円滑な定着に取り組む必要があります。

政策 1 - 4 金融再生法と預金保険法の適切な運用

1. 政策の目標

金融機能の安定及びその再生並びに預金者等の保護等を図るため、金融再生法及び預金保険法に基づく金融機関の破綻処理等を行う。

(説明)

(金融機関の破綻処理等について)

金融機関が破綻したとき、当庁は法令に従い金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下、「管理を命ずる処分」といいます)を行うことができます(以下、この管理を命ずる処分を受けた状態の金融機関を「被管理金融機関」といいます)。

破綻処理の方法には、破綻金融機関の一定の金融機能を維持できるように、その営業を付保預金と共に他の健全な金融機関に譲渡するなどして、その際必要な資金を預金保険機構が援助する方式と、預金者に直接保険金を支払い、破綻金融機関の金融機能を停止し清算する保険金支払方式の2つがあります。この点に関しては、破綻に伴う混乱や預金者の損失及び預金保険の負担を最小限に止めることが重要であり、金融整理管財人は、被管理金融機関の業務の暫定的な維持・継続を行いつつ、救済金融機関への営業譲渡作業等を行っています。

(金融危機の未然防止について)

預金保険法第102条によれば、同条に掲げられた措置が講ぜられなければ、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずることができることとなっています。

2. 平成14事務年度における事務運営についての評価

(金融機関の破綻処理等について)

管理を命ずる処分が行われていた7破綻金融機関については、金融整理管財人の管理の下で、救済金融機関等に営業譲渡等が行われることにより、金融仲介機能の維持及び預金者等の保護が図られました。

このうち、2銀行については、救済金融機関が直ちに現れない中で、承継銀行制度を初めて活用したことによって、預金等の全額保護が行われました。また、5信用組合のうち4信用組合については、金融再生法に基づく管理を命ずる処分を受けておりましたが、受皿となる新設組合の経営の透明性確保を踏まえて事業譲渡が行われた結果、金融再生法に基づく破綻処理が全て終了されることとなりました。

また、今後の体制整備に関しては、預金等定額保護下で破綻処理の一層の迅速化が必要とされることに対応し、金融機関の迅速な破綻処理に必要な預金者データの正確性の確保や関係機関との連携が図られています。

以上のように、破綻金融機関の処理については、預金等全額保護の下、金融再生法及

び預金保険法の目的に則した処理が行われ、破綻処理に伴う混乱は最小限に止められたものと考えられます。また、今後の預金等定額保護下での破綻処理に備え、迅速・円滑な破綻処理のために適切な措置がなされていると考えます。

(金融危機の未然防止について)

株式会社りそな銀行については、預金保険法第102条に基づき、平成15年5月17日、金融危機対応会議の議を経て、同行に対して、資本増強の必要性の認定を行いました。同会議の答申において「預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10%を十分上回る自己資本比率の確保が必要」との意見が申し添えられたことを踏まえ、1兆9,600億円の増強を行いました。

この間、りそな銀行の店頭においては、通常通りの業務が行われ、インターバンク市場等においても安定的に各種の金融取引が行われており、この資本増強により、我が国又は同行が業務を行っている地域において、信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じることを未然に防止することができました。

3. 今後の課題

(金融機関の破綻処理等について)

金融機関の破綻処理等に関しては、これまでも迅速・円滑な営業譲渡等を行っていますが、預金等定額保護下では引き続き破綻処理等の一層の迅速化が必要です。

そのため、名寄せデータの正確性の向上や、預金保険機構、整理回収機構等の関係機関との緊密な連携に努める必要があります。

(金融危機の未然防止について)

りそな銀行に対して資本増強を実施したところであり、今後、経営健全化計画の着実な履行を通じ、徹底的な経営改革を図り、収益性を十分向上させていくことにより、経営改善が図られ、内部留保の蓄積を含め企業価値が高められていくことが不可欠です。当庁としては、経営健全化計画が着実に履行されるよう、りそなグループに対して厳正なフォローアップを行う必要があります。

4. 当該政策に係る端的な結論

(金融機関の破綻処理等について)

政策の達成に向けて成果は上がっていますが、預金等定額保護下での破綻処理を円滑に進めるため、名寄せデータの正確性の向上や関係機関等との連携を強化する等、取組みの一層の充実や改善等に努める必要があります。

(金融危機の未然防止について)

りそな銀行に対する資本増強により、金融危機を未然に防止することで政策は達成されました。なお、りそなグループについては、今後、経営健全化計画が着実に履行されるよう、厳正なフォローアップを行う必要があります。

政策 1 - 5 ペイオフ解禁への適切な対応

1. 政策の目標

平成 14 年 4 月以降のペイオフ解禁に伴い、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透を図るための広報活動を実施する。

(説明)

ペイオフ解禁に関しては、当座預金、普通預金、別段預金は平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護すること、決済用預金制度等の決済機能の安定確保のための措置を設けること、との制度改正が行われました(平成 15 年 4 月施行)。

預金者保護や金融システムの安定確保の観点からもこうした新たな制度について、誤解や不知による混乱を来たさないことが重要であることから、広報活動を実施する必要があり、新聞、テレビ、インターネット、パンフレット等の様々な手段により、実施することとしました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

今回、これまで平成 15 年 4 月から元本 1000 万円までとその利息の保護に移行することとされていた流動性預金(当座預金、普通預金、別段預金)について、平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護とする制度改正が行われましたが、平成 15 年 3 月末の時点において預金者に特段の混乱は見られなかったことから、預金者に対し相当程度、制度の周知が図られたものと考えます。また、例えば、以下の金融広報中央委員会のアンケート結果からも、一般国民における理解が深まっていることが伺えます。

金融広報中央委員会のアンケート

実施期間 平成 15 年 5 月 15 日～平成 15 年 5 月 25 日

調査対象 全国の 20 歳以上の男女個人 4,000 人(回収率 69.1%)

(結果)

ペイオフについて、

- ・ 「よく知っている」、「ある程度知っている」とする回答が 59.1%あり、前回調査(平成 13 年 8 月～9 月実施)の時の 32.8%から 26.3 ポイント増加した
- ・ また、「聞いたことがない」とする回答についても 8.2%と前回調査の 29.7%から 21.5 ポイント減少した。

3. 今後の課題

平成 17 年 4 月から決済用預金の全額保護の仕組みが導入されることから、今後とも、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、制度の認知度に関する調査結果等を参考にしながら、広報活動を引き続き適切に実施する必要があります。

このため、平成 15 年度において、パンフレットの作成のための経費を予算措置しているほか、平成 16 年度においても、所要の予算要求を行う必要があります。

4 . 当該施策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も平成 17 年 4 月のペイオフ解禁に向けて制度の認知度に関する調査結果等を参考にしながら、適切に取組みを進めていく必要があります。

1. 政策の目標

平成 14 検査事務年度基本方針及び基本計画等に基づき、主要行グループに対する通年・専担検査の導入や、企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応といった課題に重点的に取り組み、厳正で実効性のある検査を実施する。

(説明)

平成 14 検査事務年度(14年7月～15年6月)においては、特に、以下の三つの課題に重点的に取り組むこととしました。

(1) 主要行に対する通年・専担検査の導入

持株会社方式による経営統合など主要行を中心とする金融機関のグループ化の流れ等を踏まえ、検査部門を主要行グループ別に再編し、各部門が専担的に、一年を通じて同一グループ内の各種金融機関を順次検査する通年・専担検査を実施する。また、システムリスク、市場関連リスク等の専門性の高い分野については、各分野の専門性を有する者により構成する専門班を別途編成し、各グループの傘下金融機関を横断的に検査する。

(2) 企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応

金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編](14年6月28日公表)を的確に運用することにより、中小企業等の経営実態に応じた適切な債務者区分等の確保に努める。

(3) システムリスク等今日的課題への対応

近年の金融機関の経営統合の進展によるコンピューターシステムの統合に係るリスクの拡大などに、よりの確に対応するため、引き続きシステムリスクの厳正な検証を行う。また、昨事務年度に引き続き、ペイオフ一部解禁を踏まえた継続的な名寄せ検査を実施する。

また、上記の方針及び14年10月30日に取りまとめられた「金融再生プログラム」を踏まえ、資産査定 of 厳格化を図る観点から諸施策を講じることとしました。

なお、上記の課題に向けた対応等を含む14検査事務年度の検査の基本方針等については、「平成14検査事務年度検査基本方針及び基本計画」(平成14年7月30日)として公表しています。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

主要行グループに対する通年・専担検査を導入した結果、検査情報の同一部門内での蓄積やグループ内金融機関に対する検査の整合性が確保され、また、従来に比べ機動性も高まったと認識しています。さらに、システムリスク、市場関連リスク等の分野において専門班による検査を実施した結果、より深度ある検査が確保されたものと考えております。

また、主要行に対する特別検査の再実施、再建計画検証チームによる債務者企業の

再建計画の検証、大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一、DCF法の導入やその検証等を行ったことが主要行における資産査定に厳格化に効果を上げたと考えています。

システムリスク等今日的課題への対応として、合併や持株会社化などの金融機関等の経営統合時におけるコンピューターシステム統合について検査を実施し、コンピューターシステム統合時のリスク、これに対する経営陣の認識及び取組み状況を的確に把握し、経営陣に指摘することにより、コンピューターシステム統合予定金融機関のガバナンスの向上、経営陣の的確なリスク把握を促しました。こうした取組みは、検査後フォローアップにおける監督部門との緊密な連携とあわせ、コンピューターシステム統合時における重大なシステム障害発生抑制に寄与できたものと考えています。さらに、預金保険機構と連携しつつ、金融機関の名寄せのデータ整備状況等の検証を実施し、問題点を指摘することにより、金融機関のペイオフ解禁へ向けた取組みを促す効果があったものと考えています。

他方、企業の経営実態に応じた検査の運用を確保していく観点から、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の周知・徹底を図り、中小企業等の実態に即した検査の実施に努めてきました。

3. 今後の課題

(1) 金融検査は、金融機関の業務の健全性と適切性を確保するため、各金融機関における財務の健全性、信用リスク、システムリスク等各種リスク管理態勢、法令等遵守状況について定期的に検証し、各金融機関自身の自己規正に活用するためのものです。こうした役割の検査を、今後とも、金融を取り巻く時々の情勢の変化に柔軟に対応し、機動的かつ厳正で実効性のある形で実施することにより、金融システムに対する信頼回復に寄与していく必要があると考えています。

例えば、信用リスクに関しては、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]について、その定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう現在、見直し作業を実施中です。

また、利用者（預金者、保険契約者、投資家等）の保護や利便性の向上の観点から、検査の実施に当たっては、金融機関がサービス提供を行うに際しての法令等遵守状況、利用者に対する説明責任の履行状況等について、より重点的に検証していく必要があると考えています。

(2) 平成15年4月に、政策金融機関、郵政公社に対する検査について、リスク管理分野に関する検査権限が金融庁に委任されました。政策金融機関、郵政公社に対する検査においては、金融庁がこれまで培ってきた民間金融機関に対する検査のノウハウを活かし、これら機関の特性を踏まえながらリスク管理態勢について、着実に検査を進めていく必要があります。

(3) 平成16年度において、上記の検査等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

ます。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後とも、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、厳正で実効性のある検査を実施していく必要があります。

政策 1 - 7 保険をめぐる諸問題への適切な対応

1. 政策の目標

保険をめぐる諸問題に適切に対応するため、金融審議会の第二部会から示された「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」を踏まえ、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に資するよう引き続き対応を図る。

(説明)

近年の生命保険会社を取り巻く状況は、生命保険市場の成熟化に加え、超低金利の長期化や株価の低迷など、構造的に厳しいものとなっています。また、損害保険会社にとっては、株価の低迷や米国テロに伴う巨額の保険金支払いなどにより、近年、厳しい経営環境にあります。さらに、保険会社全体をみても、規制緩和の進展と相まって、生保・損保の各業態内の競争に加え、生損保間の競争、さらには他の金融分野との競争も激しさを増している状況にあります。

特に、生命保険会社にとっては、厳しい経営環境等を反映して、解約の増加、新規契約の伸び悩みに代表される「生保離れ」等が指摘される中で、バブル期前後に、高い運用利回りを実現することを前提に低い保険料で保険契約者と契約したことにより、予想した運用利回り(いわゆる「予定利率」と実際の運用利回りの間で大きな差が生じており(いわゆる「逆ざや」)、生命保険会社全体としては、毎年1兆数千億円の赤字要因が生じています。

こうした保険をめぐる諸問題に適切に対応するためには、総合的な取組みが必要であるとの認識のもと、金融審議会第二部会において、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討を行い、平成13年6月に「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」が、同年9月に「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」が取りまとめられました。

これを受けて、平成13事務年度においては、各生命保険会社にとっては、財務基盤の強化や経営合理化の推進等の経営努力を、行政当局にとっては、社員配当ルールの弾力化やディスクロージャーの改善等の必要な制度整備を実施してきておりますが、今後とも更なる取組みが必要な状況となっています。

2. 平成14事務年度における事務運営についての評価

本政策は、いずれも第156回通常国会において成立した法律に基づく制度整備ですが、制度の整備により、それぞれ今後以下のような成果が期待されます。

契約条件の変更を可能とする枠組み等の整備関係

超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るために整備したものであり、これにより、保険会社の経営の選択肢の多様化が図られるものと思われま。

生保のセーフティネットの再構築関係

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険契約者等の保護を図るために整備したものであり、これにより、保険業に対する信頼性が維持され、保険会社の経営の安定化に寄与するものと思われま

金融審第二部会中間報告（13年6月）関係

相互会社への委員会等設置会社制度の導入や株式会社化に関する制度（基金の現物出資等）等の整備により、保険会社の経営手段の多様化等が図られ、保険会社の経営の安定化に寄与するものと思われま

3. 今後の課題

（1）近年の生命保険市場の成熟化や超低金利の継続など、生命保険業を取り巻く環境の変化は、逆ざや問題をはじめとした多くの構造的な課題を投げかけています。また、損害保険業においても、株価の低迷や競争の激化等、厳しい経営環境が続いています。

こうした中であって、各保険会社においては、経費削減、新商品の開発、販売チャネルの見直し、再編・業務提携の推進、株式会社化など各般の経営努力を積み重ねているところですが、今後とも更なる取組みが求められています。

（2）また、金融取引のインフラの変化等を背景として、海外からの国内保険市場への進出や、事業会社等のいわゆる異業種による金融・保険業への参入とともに、銀行等による保険商品の販売など業態を越えた新しいタイプの金融サービスの提供が進んでいますが、今後、更に規制改革に取り組んでいく必要があります。

（3）このほか、現在、保険会社が破綻した場合のセーフティネットとして、生・損保それぞれに保険契約者保護機構が設立されていますが、

生命保険契約者保護機構については、現在の政府補助のスキームが平成17年度までに破綻した会社に限り適用される特例措置であること

損害保険契約者保護機構については、規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）において、「損害保険の特性にも留意しつつ見直しを検討すべき」との指摘があること

から、今後、これらの点について、幅広く検討していく必要があります。

（4）このように、今後更なる取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。また保険制度に係る企画立案の事務を着実かつ効率的に遂行するという体制整備面の措置が必要です。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、近年の生命保険市場の成熟化や超低金利の継続など生命保険業を取り巻く環境の変化や、株価の低迷や競争の激化など損害保険業を取り巻く厳しい経営環境の継続を踏まえ、今後更なる取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

1. 政策の目標

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとするため、証券市場の構造改革を一層促進する。
(説明)

現在の我が国の金融システムは、資金の余剰主体である個人が銀行などへ預金をし、銀行がその資金を資金の不足主体である企業などに貸し出すという間接金融に偏っており、個人が企業の発行する株式や社債に直接投資するという直接金融の比率が、欧米諸外国よりも低いという状況にあります。

間接金融の場合、リスクの第一次的な担い手は銀行などの金融機関であるため、間接金融に偏っているという現在の我が国の状況においては、銀行などの金融機関にリスクが集中することとなり、産業分野での不確実性が増す中、銀行などの金融機関だけではその増大するリスクが支えきれなくなってしまうおそれがあります。

他方、金融の自由化、国際化の進展を通じ、投資家側においても、様々なリスクの特性を持った資産に対する多様なニーズが高まってきており、こうした投資家のニーズにきめ細かく対応し、魅力ある金融商品が多様なチャネルを通じ提供されることが必要となってきました。

そこで、有効な価格メカニズムの下、証券市場を通じ適切にリスクを分散し、投資家の多様な投資ニーズに応えるとともに、新しい成長分野にも円滑に投資資金が供給されることが必要となっています。

このような金融システムを実現するため、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、間接金融から直接金融へのシフトを進める「証券市場の構造改革」を、政府の重要課題として取り組んでいます。小泉総理の所信表明演説（平成13年5月）でその旨が表明されたのに続いて、「骨太の方針第2弾」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」平成14年6月閣議決定）においても、「預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく。」とされたところです。

金融庁としては、貯蓄から投資への政策の力点の置換えなどを踏まえ、抜本的かつ総合的な証券市場の構造改革を進め、個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備を図り、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとしていくことが喫緊の課題であると認識しています。

このような認識の下、平成14事務年度においては、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとしていくため、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築等の施策を中心に、市場ルール・インフラの整備など証券市場の構造改革を着実に実施していくこととしました。

2. 平成14事務年度における事務運営についての評価

「証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとしていくこと」を政策目標に掲げ、14年8月に発表した「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた内容については着実に実施してきたところです。

- ・ 個人株主数・個人の株式保有比率の増加

平成14年度株式分布状況調査（全国証券取引所調べ）によると、14年度末現在の個人株主数（延べ人数）は、前年度末比25万人増の3,377万人、個人の株式保有比率（市場価格ベース）は0.9ポイント増の20.6%となっており、個人投資家の証券市場への参加が着実に進んでいます。

- ・ 株式売買状況（売買高・売買代金）

平成14年中の全国証券取引所における株式売買状況を見てみると、売買代金が、前年比16兆円減の209兆円（7.1%減）となっているものの、売買高は、前年比67億株増の2,246億株（3.1%増）となっています。

- ・ 株式の投資単位の引下げ

株式について、投資単位が50万円以上である上場会社等について、投資単位の引下げの努力を促すよう、取引所等に要請したこと等を受け、平成14年度中に株式投資単位の引下げを行った上場会社数は、全国上場会社約2,700社のうち、156社（前年は141社）でした。

その取組みもあって、15年3月末現在、投資単位50万円未満の上場会社は2,309社、前年3月末に比べて9.2ポイント増の86.4%となり、個人株主数の増加に貢献したものと考えられます。

- ・ 銀行と証券の共同店舗の実績

14年9月に実施した証券会社に関する内閣府令及び事務ガイドラインの改正を受け、15年6月末現在、銀行と証券会社の共同店舗が27店設置されています。

- ・ 投資信託（ETF、REIT）の拡大

ETFについては、平成13年7月の取引開始から2年が経過し、信託元本は取引開始時1,728億円であったものが、平成14年6月末は1兆6,941億円（1年前の9.8倍）、平成15年6月末は2兆5,763億円（1年前の1.5倍）となり、着実に増加しています。また、取引高についても、1兆4,987億円（平成13年7月～平成14年6月）から1兆6,275億円（平成14年7月～平成15年6月）と、着実に増加しています。

REITについては、平成13年9月の取引開始から約2年が経過し、総資産額は取引開始時3,201億円であったものが、平成14年6月末には6,329億円（1年前の2.0倍）、平成15年6月末には8,594億円（1年前の1.4倍）となり、着実に増加しています。また、期間の長さが異なるため単純には比較できませんが、取引高についても、1,511億円（平成13年9月～平成14年6月）から3,020億円（平成14年7月～平成15年6月）と着実に増加しています。

- ・ 金融庁ホームページへのアクセス数の増加

証券知識を含む金融知識の普及の観点から、金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」の内容を充実し、国民の利用の促進を図ったこともあり、同コーナーの14事務年度中の利用件数は、120,200件（月間平均10,927件）となり、昨事務年度（59,068件（月間平均4,922件））に比べ122%増と大幅に増加しました。

このように、14事務年度に行った施策は個人投資家が投資しやすい環境を整えることに一定の役割を果たしたものと考えられます。

3. 今後の課題

- (1) 証券市場の構造改革に関し、14年8月に公表した「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた内容については、証券取引法・公認会計士法等の改正を行うとともに、証券市場における不公正取引を防止するための証券取引等監視委員会の体制・機能強化等について、着実に実施してきたところであり、また、15年4月から実施された証券税制の大幅な軽減・簡素化などにより、個人投資家が投資しやすい環境が整いつつあるものの、いまだ諸外国に比べ、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低いと考えられ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組むことが重要であると考えています。
- (2) 具体的には、投資家の信頼の確立のためのディスクロージャーの一層の充実、取引所市場、店頭登録市場、私設取引システム（PTS）の位置付け、取引所外取引のあり方、自主規制機能のあり方を含む市場開設者のあり方、株式を含めた統一的な証券決済システムの構築を含めた国内市場の制度整備などについても、今後、幅広い観点から検討していきたいと考えています。
- (3) 今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応、新たな施策の検討等を行っていく必要があります。なお、証券取引法の一部を改正する法律において新たに導入された制度等の確実な実施と、同法の改正後の規定の実施状況等に関する調査のために、平成16年度に機構定員・予算要求を行う必要があります。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善や、新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

1. 政策の目標

証券市場の構造が急速に変貌し、取引の内容や仕組みが複雑化、多様化していることに的確に対応し、証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保といった観点から、厳正かつ確かな市場監視及び証券会社等検査を実施する。

犯則の疑いがあるものに対しては徹底した調査を行い、取引の公正を害する行為が認められた場合には厳正に対処する。

検査基本計画に従い検査を実施することに加え、市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対し、適宜、機動的な検査を行う。

自主規制機関との連携を図り、株式市場に対する監視活動を通じて特定銘柄における株価の急騰・急落及び、重要事実の発表等に際し、不正が行われていないかを厳正かつ的確に審査する。

(説明)

監視委員会は、監督行政部門から独立したルール遵守の監視役として、取引の公正を害する犯則事件の調査、証券会社等に関する検査及び日常的な市場監視を通じて、公正かつ透明で健全な市場構築のための中核的な役割を果たしていくことを任務としており、具体的には以下のような活動を行っています。

(1) 犯則事件の調査・告発

公正な証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が適切に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要です。犯則事件の調査の目的は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図るため、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることにあります。

金融システム改革の進展に伴い、透明で信頼できる市場への要請が高まっている中、市場の公正性・透明性の確保という監視委員会に課せられた責務はますます重要なものとなっており、監視委員会としては、証券市場を含めた市場参加者に対する徹底した監視活動を行い、犯則の疑いのあるものについては、予断を持つことなく調査を進め、取引の公正を害する悪質な行為に対しては厳正に対処しています。

(2) 検査

市場ルール等の遵守の徹底を図っていくためには、証券市場等の仲介者である証券会社等が市場ルール等に則って行動することが要請されます。そのため、監視委員会は、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証券取引法等により金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引等の遵守状況を点検するために、証券会社等に対する検査を実施しています。検査の範囲は政令等により定められており、例えば、証券会社については、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為（実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引を行う行為、有価証券の

売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、特別の利益提供を約して勧誘をする行為等）、損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされています。

平成 14 検査事務年度においては、証券会社等に対する検査を「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において計画しました。

(3) 取引審査

監視委員会においては、犯則事件の調査、証券会社等の検査のほか、取引審査として、株価操作や内部者取引などの不公正な取引の疑いのある事例について、日常的に幅広く審査を行っています。

具体的には、日常の市場動向の監視や情報収集に基づいて以下のような銘柄を抽出し、証券会社等から、有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取します。

株価が急騰・急落した銘柄

投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄

インターネットの掲示板等で話題になっている銘柄

一般から寄せられた情報に取り上げられている銘柄

次に、これら報告・資料に基づいて、株価操作、内部者取引等、法令違反の疑いのある取引について詳細な分析を行い、事実関係について審査を行います。併せてこうした取引に関与していた証券会社に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行います。審査の結果、問題が把握された事案については、担当部門に情報提供し、さらに一層の究明がなされることとなります。

また、自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は随時に必要な情報交換を行うなど緊密な連携を図っています。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

犯則事件の調査・告発については、監視委員会発足以来の最高の件数である 10 件（22 人）の告発を行い、中でも、昨今インターネットが普及している中、インターネットを利用した風説の流布・偽計について初めて告発を行ったほか、ディスクロージャー違反（虚偽の有価証券届出書・有価証券報告書等の提出）への監視強化が求められている中、虚偽の有価証券届出書提出についても初めて告発するに至ったことなど、監視委員会の最も重要な責務の一つである犯則事件の調査を着実に果たしてきていると考えています。

検査については、証券会社等 126 社に対して検査を実施しました。特に、証券会社の自己売買部門が実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買を行っていた事案について、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を 6 件行ったほか、証券会社が個人投資家向けに有価証券の募集の取扱いや売出しを行う場合における説明等のルールの整備及びインターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制

の適正性を確保するための適切な措置を求め、金融庁長官に対する2件の建議を行うなど、効率的・効果的な事務運営に努めました。

取引審査については、合計684件の審査を実施しました。審査の結果、問題が把握された事案については、担当部門に情報提供したうえで、一層の究明がなされました。また、こうした審査活動を通じた証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられます。

以上を踏まえれば、監視委員会の活動は証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保に寄与しているものと考えます。

3. 今後の課題

金融システム改革をはじめとする様々な制度改革が実施され、証券分野においては、金融システムの抜本的な改革により、株式委託手数料の大幅な低下、インターネット取引を専門とする証券会社の登場、銀行による投資信託の販売の増加など、証券市場における競争促進について一定の成果が現れてきていますが、一方で、クロスボーダー取引の一層の拡大や、国内外における市場間競争の活発化、インターネット上で発せられる様々な情報の急速な増大やインターネットを利用した取引の増大など証券市場を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。また、我が国経済の再生・発展のためには、銀行システムを中心とした間接金融に加え証券市場を中心とした直接金融の発展が必要であり、とりわけ個人投資家が証券市場に積極的に参加することが必要であるとされています。そのためには、投資者の証券市場に対する信頼を確保することが重要であり、監視委員会としては、更に、必要な人員の確保を含む監視体制の充実・強化を図り、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応し、効果的な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び日常的な市場監視を実施していくことが不可欠であると考えています。

このため、平成16年度において、監視体制の充実・強化を図るための機構定員要求を行う必要があります。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、証券市場を取巻く環境の変化に的確に対応し、投資者の証券市場に対する信頼を確保するため、市場監視体制の充実・強化を更に図るなど取組みの充実や改善等を行う必要があります。

1. 政策の目標

個人投資家等が自己責任に基づいて主体的に金融商品を選択し、取引が行えることに資するため、金融庁ホームページを活用した金融・証券に関する情報の提供や、学校における金融・証券教育推進のための支援等に努める。

(説明)

平成 12 年 6 月の金融審議会答申において、「今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」と施策の必要性についての指摘がなされているように、個人投資家等をはじめ国民が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンとの関係などについての知識・理解が必要であり、金融庁においても、学校教育を含め、国民各層への金融知識の普及・情報の提供のより一層の充実を図り、これらについての国民の理解を増進する必要があると考えます。

また、平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」に示された、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、証券市場の構造改革を一層推進していく等の観点からも、証券知識等金融分野全般にわたる知識の普及・情報の提供は一層重要なものとなっています。

これらを踏まえ、金融庁としては、金融庁ホームページを通じた金融・証券・保険関係団体等が行っている一般消費者向けの金融知識の普及活動を一覧的に紹介するサイトの新設や、中学・高校生向けの副教材の開発等を行うこととしました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

ホームページを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。平成 14 事務年度においては、金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」の内容を充実し、国民の利用の促進を図ったこともあり、同コーナーの 14 事務年度中の利用件数は、128,801 件（月間平均 10,733 件）となり、昨事務年度（59,068 件（月間平均 4,922 件））に比べ 118.1% 増と大幅に増加し、利用者の利便に寄与しています。

また、金融広報中央委員会が実施した「家計の金融資産に関する世論調査(平成 14 年)」によると、金融商品に対する「自己責任」の受け止め方について、デリバティブ商品などの新しい金融商品を除き、預金、外貨預金、株式、公社債投信、保険については、「自分で責任を持つのは当然である」とする回答が、金融庁発足前の平成 11 年に比べ 14 年は、若干ながら上回っています。また、預金保険制度の認知度においては、「内容まで知っている」、「見聞きしたことはある」とする回答が、14 年で 83.5% と平成 11 年に比べ 10.6% も増加しています。他方、投資者保護基金や保険契約者保護機構に対する認知度については、14 年は 11 年に比べ「全く知らない」とする回答が増加しており、こうした投資者や

保険契約者保護の仕組みについての一層の周知が必要と考えます。

3 . 今後の課題

- (1) 「金融サービス利用者コーナー」の内容の充実により、本コーナーへの接続件数は昨事務年度に比べ大幅に増加しているものの、国民の金融分野における消費者保護制度等の理解増進のためには、なお一層の拡充が課題です。
- (2) 金融知識の普及活動は、平成 15 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」で示された証券市場の構造改革と活性化を推進し、直接金融の拡大・充実を図る観点からも、より一層推進していくことが必要ですが、即効性のあるものではなく、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要です。
- (3) その意味では、特に学校段階からの金融分野の教育の推進等をより一層充実することが必要です。従来、金融分野の教育の推進については、中学・高校生を中心に取り組んできたところですが、今後は、小学生をも対象にした啓発活動についても取り組んでいく必要があります。

また、そうした教育の推進等の一環として、平成 16 年度において、卒業を前にした高校 3 年生を対象に、金融に関する基礎的な内容を記載したパンフレットの作成・配布のための予算要求を行う必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、国民への金融知識普及活動は、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要です。特に、学校段階からの金融分野の教育の推進等をより一層充実することが必要です。

政策 1-11 「中期ビジョン」のとりまとめ

1. 政策の目標

活性化された経済を支える活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像を展望する観点から、金融審議会に諮りつつ、「中期ビジョン」を早急に取りまとめる。

(説明)

我が国経済がバブルの崩壊などで激変する中、成長率は低迷し、依然としてデフレ状況が続いています。また、グローバル化や IT 化が急速に進展し国際競争が激しさを増す中、既存産業の空洞化も進んでいます。

このような状況の下、活力があり、安定した金融システムの確立のため、金融システム改革をはじめとする制度改正等を実施してきましたが、今後、さらなる取組みを考えていく上で、時代の変化に適合した金融システムの将来像についての明確なビジョンが必要です。

また、現在、我が国の金融システムは、株式市場が低迷する中で不良債権問題等の課題に直面しており、これらの現下の課題に対しても、将来のビジョンをしっかりとった上で、それと整合的に対処していくことが望まれます。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

金融審議会において、我が国金融システムの中期ビジョンについて議論を行い、答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」(以下「中期ビジョン」という。)をとりまとめました。これによって、金融システムを取り巻く経済環境が変化する状況の下、活力があり、安定化した金融システムの確立のための今後の取組みを考えていく上で必要な金融システムの将来像についてのビジョンが示されました。

これを受け、金融庁は、証券市場の改革促進等に向けた取組みとして、

- ・証券仲介業制度の創設等を内容とする証券取引法改正
- ・公認会計士監査の充実・強化を図るための公認会計士法改正
- ・株式投資の大幅減税・納税手続等の簡素化を内容とする証券税制改革

を行ったほか、不良債権問題の正常化に向けた取組みとして「金融再生プログラム」を策定し、そこに示された施策を実施するなど、「中期ビジョン」に示された将来像に向けた取組みを行ったところです。

また、「中期ビジョン」において示されたビジョンに沿って、我が国の金融システムが利便性と魅力に富んだものとなっていくためには、行政のみならず、金融機関等、民間側の関係者の取組みも必要となりますが、これについては、各金融機関等とも、金融システムを取り巻く経済環境の変化に直面する中、それぞれビジネスモデルの転換等に向けた取組みを行っているところです。

3．今後の課題

今後も、活力があり、安定化した金融システムが確立され、その諸機能が適切に発揮され、我が国経済の活性化に資するといった観点から、「中期ビジョン」に示された将来像に向けて引き続き各般の取組みに努めていく必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、更に、今後も、そこに示された将来像に向けて引き続き各般の取組みに努める必要があります。

政策 2 - 1 証券決済システムの改革

1. 政策の目標

金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」及び証券決済システム改革ワーキンググループ報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」等を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、証券決済システムの改革に向けた制度整備を引き続き行う。
(説明)

証券決済システムの改革については、平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、

従来は株式、社債、国債それぞれにつき異なる法律に基づき決済が行われており、これに伴って有価証券ごとに別々の決済機関が存在しているため、これらの各種有価証券につき統一的、横断的制度を導入することにより、別々に行われる投資の一本化を図ることができ、決済事務も統一できるため効率化を図ることができること

有価証券の無券面化を可能とする法制の整備により、有価証券の作成・保管に伴うコストの排除が可能なこと

などから、我が国の証券決済システムを抜本的に改革し、その安全性・効率性を向上させることが必要との認識のもと、「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべきである」と施策の必要性についての指摘がなされています。

また、同審議会の証券決済システム改革ワーキンググループの報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」において「統一的な証券決済法制の整備については、先に述べたとおり、既存の制度からの円滑な移行に配慮しつつ、関連する諸制度との関係を整理しながら、可能な方式・有価証券から法制整備を行っていくことが適当であると考えられる」と施策の進め方について提言が行われております。

これらを受け、金融庁においては、証券決済システムの改革を図る法制整備を行っていくこととしており、今年度においても引き続き所要の法制整備に取り組むこととしました。

2. 平成14事務年度における事務運営についての評価

平成14事務年度は、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」に基づく新しい証券決済制度が円滑に導入されました。

また、民間においても、日本証券クリアリング機構(統一清算機関)の稼動開始(15年1月14日)、加入者保護信託制度の開始(15年1月17日)、日本銀行における新制度に基づく国債振替決済制度の稼動開始(15年1月27日)、証券保管振替機構における新制度に基づくペーパーレスCP(短期社債)の振替制度の稼動開始(15年3月31日)といった実務面での対応がなされるなど、現行システムから新しいシステムへのスムーズな移行が行われてきており、新制度に基づく清算機関や振替制度が順調に立ち上がり、有

価証券のペーパーレス化が進みました。

以上のことから、着実に証券決済システム改革の成果が上がっているものと考えられます。

3．今後の課題

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後引き続き現行のシステムから新しいシステムへの移行に向けた取組みを進める必要があります。

具体的には、その制度的基盤である株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券決済法制の完成に向けて、法制審議会における検討結果を踏まえ、株式についてより安全で効率的な決済を可能とする観点から、以下の取組みを行う必要があります。

会社が定款で株券を発行しない旨の定めをすることができるものとする事により、株券のペーパーレス化を図ること

現行の「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく株券保管振替制度に代わる新たな振替制度として、社債や国債等と同様の安全で効率的な振替制度を整備すること

また、政府における法制整備とあわせて、幅広い市場関係者が結集し、決済期間の短縮化、市場慣行、事務処理フロー等の見直しについて検討を行い、主体的かつ積極的に改革を推進していくことが不可欠です。

さらに、国際間の証券決済等について検討を行うことが必要です。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も統一的証券決済法制の完成に向けて、法令整備や検討を進めていくことが必要です。

政策 2 - 2 証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実

1. 政策の目標

株券等の大量保有報告書等の開示書類の電子化を実現するため、証券取引法施行令、関係内閣府令等の改正をし、併せて電子開示システム（E D I N E T）の整備を図る。

（説明）

有価証券報告書等の企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成すものであり、その効率的な運営は公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者の保護の為には必要不可欠なものです。

更に、当該開示制度の電子化の推進は、発行体企業における開示手続、投資家等への企業情報の提供等の迅速化・効率化、それに伴う投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。このようにその電子化の必要性・公益性は極めて高いものです。

特に、平成 13 年 6 月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示されたように、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資等の投資優遇へといった金融のあり方の転換が求められているなか、企業情報へのアクセスの簡易性、迅速性を高め、有価証券発行会社への投資を一層活性化することは、日本経済の構造改革と早期再生を推進するための、基本的なインフラ整備として重要なものと考えます。

これらを踏まえ、平成 14 事務年度においては、更なる基盤整備推進を目標として、大量保有報告書等の開示書類の提出について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出を可能とするよう、前事務年度に引き続き、証券取引法施行令等の一部改正等法令の整備及び E D I N E T システムの構築に鋭意取り組むこととしました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

平成 14 事務年度においては、大量保有報告書等の開示書類に関する電子化の適用時期を平成 15 年 6 月からと定め、関係政令・内閣府令等の整備・改正及びシステム整備に取り組んだことにより、当該開示書類等に係る電子手続きが可能となりました。

また、平成 13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初における E D I N E T による開示書類等の提出会社数は、平成 13 年 6 月末で約 500 社であったものの、平成 14 年 6 月末では約 1,400 社に増加し、更に平成 15 年 6 月末には約 2,700 社を超えています。

なお、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数も平成 14 年 7 月末に 60,000 件、平成 15 年 6 月末では 87,000 件（平成 14 年 7 月～平成 15 年 6 月の月平均・約 55,000 件）を記録する一方、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、平成 12 年では年間 18,000 人を超えていたものが、平成 13 年では約 16,800 人、平成 14 年では約 14,700 人と減少傾向にあります。

これらの状況は、企業内容等の開示書類の電子化の推進による効果を現しているものであり、これまでの取組みに対して一定の成果が上がっているものと考えます。

3．今後の課題

- (1) 企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があると考えます。
- (2) 従って金融庁としては、今後、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備も随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利用者側の意見を勘案した上での利便性の向上等更なる基盤整備を推進する必要があることから、これらに係る開発のため、平成15年度に引き続き、予算の要求を行う必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていくほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、更なる基盤整備を推進する必要があります。

政策 2 - 3 会計基準の整備・改善

1. 政策の目標

企業の経営の多角化、金融・証券市場のグローバル化、情報技術の進展等に適切に対応し、自己責任原則の下で、投資者に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点等も踏まえ、会計基準及び監査基準の整備・改善を図る。

(説明)

金融技術等の発達に伴い、一層高度かつ複雑な経済取引の拡大が急速に進展しているほか、情報技術等の急速な発展により、大量の資金がより利便性の高い市場を求めて瞬時に国境を超えて移動するようになり、かつ国外の企業活動・市場・経済の動向と自国における経済活動がより密接に関連するようになっていきます。

このような状況を踏まえ、我が国会計基準は、企業会計審議会において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきていますが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を行っていく必要があります。

また、国際的には、国際会計基準審議会（IASB）が、平成13年に抜本的な組織改革を行い、各国関係者と連携・協力し、精力的に国際会計基準（IAS）の整備を進めているところです。

こうした環境の変化の中で、投資家に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点も踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが一層重要となっております。

2. 平成14事務年度における事務運営についての評価

平成14事務年度では、「一株当たり当期純利益に関する会計基準」並びに「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」など9つの適用指針及び実務対応報告が民間の市場関係者の間で使用され、また、会計監査においては、改訂監査基準及び16の実務指針が実施され、適正な財務諸表等が作成されることにより、市場投資家等の保護が得られていると考えられます。

また、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「中間監査基準の改訂に関する意見書」については、平成15事務年度以降実施されることとなっておりますが、これらの会計基準の整備により以下のような成果が期待されます。

企業の経営状態がより適切に開示される会計基準が適用されることにより、我が国企業の財務の透明性が向上し、一層の投資者保護が図られるものと思われれます。

米国でのエンロン不正会計事件の発生など、国際的に会計情報に対する信頼がゆるんでいる中で、我が国では、年度監査に加え、中間決算にも厳格な監査が行われることになり、投資者の会計情報への信頼が向上するものと思われれます。

国際的に会計基準及び監査基準の整備、改善が重視されている状態において、我が

国が、国際的な基準と遜色のない会計基準及び監査基準を適用することにより、我が国の資本市場への投資を促進し、市場の一層の発展に寄与するものと思われま

3 . 今後の課題

- (1) 企業会計審議会における審議に関しては、第一部会で論点整理を公表している「企業結合会計に係る会計基準」について、今後、公開草案の公表に向けて審議を行い、「企業結合会計に係る会計基準」の整備を図る必要があります。
- (2) 国際会計基準への対応に関して、国際会計基準審議会の議論の動向等の把握、調査分析には、着実に取り組んできたところであり、今後とも、迅速・的確に対応していく必要があることから、これらの取組みのため平成 16 年度においても予算要求を行う必要があります。
- (3)(財) 財務会計基準機構との連携に関しては、各専門委員会へオブザーバーとして出席し、会計基準の整備を促す必要があります。
- (4) さらに、会計基準の整備・改善の際には、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対応し、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきであるか併せて検討される必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も「企業結合会計に係る会計基準」の公開草案の公表に向けて審議を行うなど、引き続きこれまでの取組みを進める必要がある。

1. 政策の目標

金融審議会公認会計士制度部会において監査・試験制度の見直しについて検討を進め、その審議結果を踏まえ、公認会計士監査制度の充実強化等のための諸施策を実施する。

(説明)

公認会計士監査は財務諸表の信頼性を担保するための制度として、適正なディスクロージャーを確保するための重要なインフラストラクチャーであり、公認会計士監査制度の一層の充実・強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備は非常に重要になってきています。

証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要であるとの認識が従来以上に社会に浸透してきていること、とりわけ、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいてはわが国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、公認会計士監査制度を充実・強化し、その国際的な信頼の向上を図っていくことが強く求められてきています。従ってこのような観点から公認会計士監査制度を見直す必要があります。

公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・モラルが期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断力、国際的視野と語学力などが一層求められています。このような観点から、資格取得時はもちろんのこと、むしろ、資格取得後においてこそ、専門的職業人材としての不断の自己研鑽が求められています。

公認会計士監査に対するニーズの量的拡大、公認会計士の監査以外の業務に対する社会の要請の拡大・多様化により、監査法人や公認会計士事務所に所属する公認会計士ばかりでなく、企業内等においても、公認会計士に対する需要が増大していること等から、高い資質を持った公認会計士が十分な規模で存在することが必要になっています。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

第 156 回通常国会において成立した法律に基づく公認会計士等の独立性の強化、監査法人等に対する監視・監督体制の強化など公認会計士監査制度の見直しは、以下のような成果が期待されます。

公認会計士等の独立性の強化

監査の適切性を確保するための公認会計士及び監査法人の被監査企業からの独立性の強化に寄与するものと思われれます。

監査法人等に対する監視・監督体制の強化

日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」のモニタリングの導入などを通じ、監

査法人等の監視・監督体制の強化に寄与するものと思われます。

公認会計士試験制度の見直し

社会人を含む多様な人材が受験しやすい試験制度へ見直すことにより、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家を多数確保していくことに寄与するものと思われます。

また、日本公認会計士協会による公認会計士監査制度の整備・改善に向けた自主的な取組みにより、「継続的専門研修制度」が義務化されたことで、公認会計士の資質の向上が図られました。公認会計士試験についての積極的な広報等により、公認会計士試験の受験者数が前年の13,389名から14,978名と1割強増加し、一定水準の能力を有する公認会計士が多数輩出されることにつながりました。これらのことから、公認会計士監査の充実・強化について着実に成果が上がっているものと考えます。

3．今後の課題

「公認会計士法の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、監査法人等に対する監視・監督体制の強化のための公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備、公認会計士等の独立性の強化及び新試験制度の円滑な実施に向けた、政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行うとともに平成16年度の予算・機構定員要求を行う必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、政令、内閣府令の改正等の作業など今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

政策 3 - 1 金融分野における個人情報の保護

1. 政策の目標

金融分野における個人情報保護等について金融審議会で検討を進め、その審議結果を踏まえ、必要な諸施策を実施する。

(説明)

個人情報の保護については、高度情報通信社会の進展の下、情報通信技術の活用による大量かつ多様な個人情報の利用が、事業活動等の面でも国民生活の面でも欠かせないものとなる一方で、個人情報、個人の人格尊重の理念の下で慎重に取り扱われるべきものであり、個人の権利利益と密接に関わるものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るための仕組みを整備することが必要となっています。

このため、金融分野を含めた個人情報一般の保護に関わる「個人情報の保護に関する法律」(以下「基本法」という。)が制定されたところですが、金融分野については、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になると考えられることから、基本法に加えた追加的な措置の必要性等について検討する必要があります。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

平成 14 事務年度においては、前事務年度に引き続き、国会における基本法の審議状況を注視してまいりました。今後、政府全体としての基本法の施行に向けた政令、基本方針等の検討状況を注視しつつ、基本法の円滑な施行を含め金融分野における個人情報の保護の在り方について今後、議論を進めていく予定です。

3. 今後の課題

金融分野における個人情報の保護の在り方については、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になるものと考えられることから、政府全体としての基本法の施行に向けた検討状況を注視しつつ、引き続き検討していくことが必要です。

4. 当該政策に係る端的な結論

現時点においては成果の発現は予定されていませんが、今後も政府全体としての基本法の施行に向けた検討状況を注視しつつ、金融分野における個人情報の在り方について、引き続き検討する必要があります。

政策 3 - 2 預金者、保険契約者、投資家等の保護

1. 政策の目標

預金者、保険契約者、投資者等の保護に資するため、適時・適切な行政処分等を行う。
(説明)

預金者、保険契約者、投資家等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、当庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には業務改善命令・業務停止命令の行政処分を行うとともに、行政処分に関する事務ガイドラインを整備すること等により、法令遵守を促しています。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、内部管理体制の強化に向けた取組みが行われました。

しかしながら、今後とも、金融機関に対し法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守にかかる全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、保険募集管理態勢の充実・強化といった取組みが行われました。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点から、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、社内規程の整備、各種研修の実施、法令等遵守部門の機能強化等、業務運営の適切性の向上に向けた取組みが行われました。

しかしながら、多様な投資家の幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められているところであり、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

貸金業者等

業務停止を命ずる処分を受けた貸金業者においては、内部体制の見直し、社員研修の実施といった取組みが行われ、法令遵守向上に向けた体制が整備されました。

しかしながら、貸金業者に関する監督部局(都道府県及び各財務局)への苦情は平成 14 年度には 67 千件に達しています。また、高金利等の法令違反による捜査当局の検挙

件数も増加傾向にあることから、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

以上のように、立入検査、報告の徴求等により法令違反や法令遵守態勢等の問題に対する厳正な行政処分に加え、事務ガイドラインの整備や、行政処分等において行った法令解釈の公表、業界を通じた再点検の要請などにより、法令遵守等が促されています。

3．今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれもあるので、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。

政策 4 - 1 透明・公正なルールの整備

1. 政策の目標

金融審議会を適切に運用すること等により、ルール整備等の方向性を検討・調整するとともに、審議内容の一層の公開を進めることによりその議論の透明性を確保する。

また、適切な法令審査・法令解釈の実施により、金融庁所管法令の制定改廃等に当たり、透明・公正さを確保する。

(説明)

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第7条) 現在その傘下に金融分科会、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っています。

金融行政に係る適切な判断及び信頼醸成にあたっては、本審議会の適切な運用が重要であり、これにより金融行政における透明・公正なルールの整備・運用を実現していくこととしています。その他に、法令適用事前確認手続(いわゆるノーアクションレター)に係る照会に対しては、その細則に基づいて適切な対応を行い、金融行政の公正性を確保し、透明性の向上を図っています。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

金融審議会の適切な運営

平成14事務年度においては、国内金融等に関するルール整備等の方向性の検討・調整にあたり金融審議会を機動的に開催したことから(総会を7回(うち金融分科会との合同会合を4回)、金融分科会を4回(全て総会との合同会合)、第一部会を5回、第二部会を3回、金利調整分科会を1回、公認会計士制度部会を3回開催等)、審議会を適切かつ積極的に活用できたものと考えます。

また、審議会は、その議事は原則公開とされているなど、透明性の確保に十分配慮しつつ運営されており、例えば、金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセスも平成14事務年度において月平均で約6,240件に上っております(平成13事務年度のアクセス数は月平均で約3,920件)。

適切な法令審査・法令解釈等

法令審査に関しては、法令の一貫性や規定の明確化・表記の統一化に配慮した審査の実施、原則としてパブリックコメント前からの審査の実施など、政省令の策定過程における透明性・公正性の確保に努めました。

法令適用事前確認手続(ノーアクションレター)

法令適用事前確認手続(ノーアクションレター)に関しては、照会内容、回答内容を当庁のホームページ上に公開したことにより、照会者だけでなく、照会者以外の者に対しても法令の適用があるかどうかについての予見可能性を高めました。

これらを踏まえると、透明・公正なルール整備の確保に寄与しているものと考えます。

3．今後の課題

今後とも、金融審議会においては、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた適切な制度改革等の実施のため、十分かつ迅速な審議が必要とされることが想定されますが、その際には、従来にも増して審議会の効率的な審議・運営に努める必要があります。このため、平成16年度において、十分かつ迅速な審議のために必要な経費の予算要求を行う必要があります。

また、今後、金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想されますが、法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）につきましても、引き続き適切に対応していく必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

成果が上がっていますが、今後も、金融に関する国内外の急激な変化に応じた制度改革等に対応した金融審議会の効率的な審議・運営や、金融分野に対する法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）の適切な対応に努める必要があります。

政策 4 - 2 金融行政にかかる広報の充実

1. 政策の目標

金融庁の情報発信については内外ともに一層の充実を図る。特に報道発表資料等の英語の推進など英文ホームページの内容の改善により、海外向け広報の充実に努める。

(説明)

金融庁は、金融制度に関する企画立案や民間金融機関等に対する検査・監督、証券取引等の監視を通じて、我が国の金融機能の安定性の確保、預金者・保険契約者・有価証券の投資者等の保護及び金融の円滑を図ることを任務としており、金融庁の行う行政は、国民経済にとって極めて重要な意義を有しているとともに、広く国民生活全般に密接にかかわるものです。また、金融は、「市場」と「信用」を基礎とするものだけに、これが適切に機能するためには、正確な情報が提供されていることが不可欠となります。従って、金融行政においては、その施策等について適時に正確な情報発信を行うことによって、国民や内外の市場などから適切な理解を得ることが極めて重要です。

このような考え方の下、平成 14 事務年度においては、金融行政について多様な機会・媒体を活用した積極的な広報活動を展開することとしました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

金融行政にかかる広報については、上記の通り、記者会見・記者ブリーフ等の頻繁な開催、政府広報等各種媒体を活用した積極的な広報展開、アクセス F S A の創刊を始めとするホームページの抜本的な拡充・改善等、その充実に努めてまいりました。

ホームページへのアクセス件数についてみると、平成 14 事務年度は月間平均 221,639 件で、平成 13 事務年度の月間平均 196,557 件に比べて約 12.8%増加しており、英文ホームページについても、14 事務年度は月間平均 8,530 件であり、平成 13 事務年度の月間平均 7,238 件に比べて 17.9%増加しています。

また、金融庁ホームページにおいては、予め利用者のメールアドレスを登録すると、毎月発行される「アクセス F S A」や日々発表される各種報道発表などの新着情報がホームページに掲載される度に、電子メールで案内する「新着情報メール配信サービス」を提供しています(平成 14 年 6 月 3 日提供開始)。その登録者数は平成 14 事務年度終了時点で 1 万件を超えています。

更に、これら金融庁からの情報発信だけでなく、上記の通り、金融庁ホームページには「ご意見箱」を設置し、広く意見聴取・情報受け付けを行っているところですが、平成 14 事務年度中に「ご意見箱」で受け付けた意見・情報等の件数は 3,094 件となっています。

(注) 上記件数は「ご意見箱」における受付件数であり、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等の他の情報等受付窓口に寄せられた意見・情報の件数は含まれない。

また、広報媒体としてのホームページの特性として、利用者にとっては時間的な制約を

受けずに気軽に大量の情報にアクセスできること、また提供側にとっても即時にコストをかけずに正確な情報発信を行うことができるといったメリットがあり、ホームページを積極的に活用することにより、効率的・効果的な広報展開が図られるものと考えられます。なお、以下の通りホームページへの年間アクセス件数を紙媒体に換算して比較すると大幅なコストダウンにつながっていることがうかがわれます。

- ・ (14年度アクセス数約 2,570,000 件) × [(アクセス 1 件当たりの印刷最低単位 1 ページ) × (用紙費 1 枚あたり 0.5 円) + (郵送費 80 円)] = 206,885 千円 (注 1)
 - ・ 14 年度ホームページ関連予算額 26,382 千円 (注 2)
- (注 1) 実際には数ページ～数十ページにわたる情報が 1 件のアクセスにより利用可能となるが、ここでは、あえてアクセス 1 件当たり 1 ページ印刷すると仮定した場合の仮定計算を行った。
(注 2) 14 年度には、ホームページの新規機能導入費用 14,377 千円を含む。

3. 今後の課題

- (1) 金融庁としては、今後とも、様々な機会・媒体を最大限有効に活用して、内外に対し正確な情報発信を行い、金融行政について適切な理解が得られるよう努める必要があります。
- (2) 金融庁ホームページについては、今後とも掲載情報の内容の拡充及び利用者利便の更なる向上のための改修に努める必要があります。また、日本の金融行政に対する海外の関心が高まる中で、海外への広報活動の一層の充実を図ることも重要な課題であり、英文ホームページの掲載情報のより一層の充実に努める必要があります。
- (3) 更に、ホームページへのアクセス件数の更なる増大を目指し、金融庁ホームページのアドレスや「アクセス F S A」のアドレスなどの積極的な P R に努めるとともに、「新着情報メール配信サービス」への登録促進にも努める必要があります。
- (4) 平成 16 年度において、ホームページ改修費等のため予算要求を行う必要があります。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後とも、様々な機会・媒体を最大限有効に活用して、内外に対し正確な情報発信を行うことにより、金融行政に関する適切な理解の一層の促進に努めることが必要です。

政策 4 - 3 検査マニュアルの整備・公表

1. 政策の目標

公正で透明性の高い検査のための制度整備として、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備を行う。

(説明)

金融庁は、金融監督庁発足以来、我が国の金融システムの安定、預金者・投資家等の保護及び金融の円滑化を図るため、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の遂行に努めてきました。金融検査のためのマニュアルを整備・公表することは、監督当局の検査・監督機能の一層の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと考えられます。

このような考え方に基づき、これまで、法制度や会計制度と平仄を合わせながら各種の検査マニュアルの整備を行い、今般、持株会社方式による経営再編の進展に対応するため、金融持株会社に係る検査マニュアルを整備することとしました。

また、金融機関の経営再編の進展によるシステム統合リスクの拡大などに、よりの確に対応するため、システム統合リスク管理態勢のチェックリストを作成し、公表することとしました。

さらに、平成 14 年 10 月に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定の厳格化を図るための方策として引当に関する D C F (ディスカント・キャッシュ・フロー) 的手法の採用及び引当金算定における期間の見直し等の資産査定に関する基準の見直し等が盛り込まれたことなどから、金融検査マニュアルを改訂することとしました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

「金融持株会社に係る検査マニュアル」については、近年の持株会社方式を活用した、金融機関のコングロマリット化等の経営再編の進展に対応して、金融持株会社に対する検査における着眼点を明確にしました。

また、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」については、近年のシステム統合を伴う経営再編の進展に対応して、システム統合に係る経営陣のリスク管理の取組み等についての着眼点を明らかにしました。

さらに、金融再生プログラム関連等にかかる検査マニュアルの改訂については、近年の会計ルール、法令等の改定に対応して、D C F 的手法の導入はじめとして、本人確認、保険募集、更正計画等認可後の債務者区分、不動産担保評価についての取扱いを明確にしました。

これらの検査マニュアルの整備・公表により、金融環境、会計ルール、法令等の変遷と整合性を保った公正で透明性の高い検査を実施するための制度整備ができたものと認識しています。

また、これらの検査マニュアルについては、事前にパブリックコメントに付し、所要の改善を行った上で公表していますが、今後、こうして発表された同マニュアルの趣旨が浸透することにより、各金融機関及び持株会社が自己責任原則の下、それぞれの規模・特性等に応じたリスク管理態勢を構築し、業務の健全性と適切性の確保に努めていくことが期待されます。

3．今後の課題

上記のとおり策定・改訂を行ったマニュアルを適切に活用することで、各金融機関・持株会社の実態に即した的確な検査を実施し、同マニュアルの趣旨を浸透させる必要があります。

また、今後とも、金融検査は、会計ルール、法令等に基づき、金融環境の変化に柔軟に対応していく必要があります。従って、検査マニュアルについても、検査・監督機能の一層の向上を図っていくため、金融環境の変化、会計ルール、法令等の見直しといった時代の変化に適切に対応して整備を図っていく必要があると考えています。

なお、中小・零細企業等の経営実態を反映したきめ細かい検査を実施していくことが重要であるとの観点から、平成14年6月に「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を作成し、その周知徹底を図り、中小企業の実態に即した検査の実施に努めてきましたが、さらに、当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう、現在、見直し作業を実施中です。

以上が今後の課題ですが、これらに適切に対応するため、平成16年度の機構定員要求を行う必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

「金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備・公表については、計画どおり所期の目的が達成されました。その他にも、金融再生プログラムの策定や法令等の改定に関連して検査マニュアル等を整備しました。

今後は、整備された検査マニュアル等を適切に活用することで、各金融機関や持株会社に関し、実態に即した的確な検査を実施し、同マニュアルの趣旨を浸透させる必要があります。

また、今後とも、検査マニュアル等は、金融環境の変化等の時代の変化に適切に対応して整備を図っていく必要があります。

政策 4 - 4 効率的で有効性の高い監督行政の実施

1. 政策の目標

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的に把握することの重要性が高まっているため、オフサイト・モニタリングの定着及び更なる高度化に努めるとともに、分析に必要なコンピューター・システムの整備・拡充を行う。

(説明)

当庁としては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、金融機関の経営の健全性の状況を常時把握することに努めています。また、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うとともに、分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全性の確保を促しています。

こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、コンピューター・システムの開発・導入により、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うことが極めて有効であり、システム化を進めています。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

平成 14 事務年度においては、預金取扱金融機関について早期警戒制度が整備され、行政上の予防的・総合的な措置を講じ、早め早めの経営改善を促すための体制が構築されました。また、保険会社についてはオフサイト・モニタリングの分析手法の改善や報告内容の拡充が図られています。さらに、証券会社向けモニタリング・システムの運用開始に伴い、証券会社の経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促すための働きかけを行う業務サイクルが確立されたところです。

このように、オフサイト・モニタリングの体系的な充実を進めていることは、監督行政の効率化や有効性の向上に寄与しているものと考えます。

3. 今後の課題

現下の厳しい経済情勢や金融機関の業務の多様化、さらには流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要と考えられます。

今後とも、オフサイト・モニタリングについて、より精密・迅速な分析を行なうとともに、分析結果を踏まえて的確な措置を講ずる等、その充実・強化が必要です。

また、これを支えるコンピューター・システムについては、財務会計情報とリスク情報の効果的な組み合わせ等を通じて、多様な分析ニーズに対応できるよう、柔軟性・拡張性

のあるシステムを構築していく必要があります。加えて、近年、持株会社形態による金融機関のグループ化が進展していること等から、預金取扱金融機関のみならず、保険会社、証券会社といった他業態向けシステムの再構築をできる限り早急に行い、同一システムの下で、連結ベース及び業態横断的な分析を効率的に行うことが必要です。

平成 16 年度において、オフサイト・モニタリングに必要なシステム整備のため、予算要求を行う必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後も、金融行政を取り巻く環境変化に即応しつつ、金融機関の健全性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みを継続していくことが必要と考えます。

政策 5 - 1 職員に対する専門的研修の実施

1. 政策の目標

金融庁の任務の的確な遂行に資するため研修を充実し、専門知識を有する職員の育成を図る観点から、必要な研修コースを設定し、適切な研修を実施する。

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展しています。金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、証券投資者等の保護及び金融の円滑化を図り、金融庁の任務の的確な遂行に資するため、専門知識を有する職員育成の必要性が高まっています。

これを踏まえて、職員に対し業務に必要な専門知識等を習得させるため、職員に求められる能力、業務内容及び職務経験に応じた研修計画を策定し、それらを円滑に実施することとしました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

平成 14 事務年度においては、庁内各局からの意見聴取の結果等を踏まえ、金融会社監督実務研修を新設するなど、専門研修を中心とした研修計画を策定するとともに、職能レベルに応じた研修を実施しました。

また、当初計画 36 コースのうち実施できなかった研修が一部あったものの、秘書業務研修など必要に応じて追加で研修を実施した結果、概ね当初計画どおり実施することができ、また、受講者数も前事務年度の 1,163 名から 1,582 名に増加しました。

このように、当庁のニーズに応じた実践的な研修を計画し、また研修の実施に当たっては柔軟な対応に努めたところです。

この結果、研修後に実施したアンケートにおいても、概ね 9 割の研修生が受講後の感想として「全般的にみて良かった。」「各科目別に見ても概ね理解できた。」としており、同様に「今後の業務を遂行するうえで効果がある。」と回答していることなどから、職員の専門知識の育成に役立っているものと考えます。

3. 今後の課題

業務の必要性や研修内容に関する庁内各局からの意見等を踏まえ、既存研修の見直しや研修カリキュラムの精査を行うなどにより充実を図っていますが、今後も金融業務の高度化等に的確に対応し得るように研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施体制の実現に向けた取組みを進めていくことが重要であると考えています。

また、平成 16 年度から金融庁の新規業務となる、公認会計士や監査法人等に対する検査業務について、当該検査に係る専門的知識の付与を目的とした研修の導入が必要となることから、平成 16 年度において予算要求を行う必要があります。

なお、平成 15 事務年度から、業務の繁忙から集合研修に参加できない職員などを対象に、研修機会の拡充を図るため、新しい研修手法として通信研修の導入を予定していますが、より拡充を図る必要があることから、平成 15 年度に引き続き、平成 16 年度においても所要の予算要求を行う必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努める必要があります。

1. 政策の目標

金融の急激な高度化、複雑化に対応するため、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を図り、理論的、学術的観点から行政実務に即した専門性の高い調査研究を実施するとともに、その成果を関係部局にフィードバックする。

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展してきており、このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくためには、不断に職員の専門性・先見性向上に取り組んでいくことが必要であり、このため行政実務に即した専門性の高い調査研究を行うことが重要となっています。

これを踏まえて、研究を円滑に遂行しうる体制整備を行うとともに、関係部局との連携を保ちつつ実務に即した研究の実施、研究結果のフィードバックを目標としました。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

研究の実施状況（対外発信を含む。）

平成 14 事務年度は、研究成果として、合計 4 本の研究論文（ディスカッション・ペーパー）を取りまとめました。これらの論文は、金融庁ホームページに全文公開するとともに、印刷物を研究機関、主要大学図書館等約 400 箇所に配布しました。

これにより、諸外国の制度や先進的な金融工学に関して、学術的貢献とともに行政上も意義のある有益な研究成果を、対外的に幅広く周知し議論を喚起することができたと考えます。

研究成果の関係部局へのフィードバックの状況

ア．ワークショップ・研究会の開催

研究論文の公表に併せ、『金融研究研修センター・ワークショップ』を、計 4 回開催しました。ここでは、庁内一般職員に対し、研究内容を分かりやすく説明しながら議論を行ったことから、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されたと考えます。

また、研究官の研究活動の一環として開催した「電子金融研究会」「金融コングロマリット研究会」は、合計 22 回に上りました。これについても、庁内一般職員が自由に参加できるため、学界・実務界の最新情報に接し議論に参加できる身近な機会として有益であったと考えます。

さらに、証券法務執行に関するフリー・ディスカッション等においても、法学理論を踏まえた専門的な議論に参加する機会を提供することで、庁内職員の知識向上に寄与したと考えます。

イ．金融審議会等各種会合への参加

各種ワーキング・グループにおいて、研究官や特別研究員が、学術理論や実務に関する知識・経験など高度な専門能力を活かして、庁内担当部局と連携を保ちながら作業に参加しており、当庁が法制度や規制の見直しを行うに当たって有益な知見を提供できたと考えます。

ウ．国際会議への参加

バーゼル銀行監督委員会やA P E Cでは、研究官や特別研究員が、高度な専門能力を活かし、当庁を代表して研究プロジェクトに参加しており、国際会議における当庁の存在感を高めることに貢献したと考えます。また、このような研究成果は庁内に還元されています。

エ．各種勉強会の開催

統計解析の勉強会では、多忙な庁内職員に対し、身近な場所で専門知識を習得できる格好の機会を提供できたと考えます。

また、昼休み勉強会についても、外部講師から最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論することを通じて、視野を広げ幅広い分野の知識を得られる貴重な機会となっていると考えます。

このほか、担当部局からの随時の要請に応じた調査・報告等も行っており、これらの成果は、行政実務に直接役立てられました。

以上から、研究成果の関係部局へのフィードバックの面では、成果が上がったと考えます。ワークショップ・研究会や各種勉強会では、職員の専門性・先見性向上の機会が提供され、また関係部局との相互交流も促進されたと考えます。

3．今後の課題

研究の質を高め、その成果を庁内に還元し、職員の専門性・先見性向上を図っていくためには、研究成果の対外公表や関係部局との相互交流は引き続き重要であり、より一層充実していくことが必要と考えます。なお、中長期の視点から取り組んでいる研究官の研究については、最終的な研究成果の取りまとめを平成 15 年度中に行う予定としており、こうした活動を通じて、庁内へのフィードバック及び対外発信をより充実させていきたいと考えています。

また、当庁が直面する行政課題は、銀行・保険・証券・会計など広範にわたっていることから、より多面的・総合的な研究体制とすべく、平成 16 年度において、研究スタッフ充実のための関連予算を要求する必要があると考えています。

さらに、今般、新たに外部から学識経験者（大学教授）をセンター長として招聘したことから、その専門的知見に基づく指導を受けることにより、研究活動の更なる向上、情報発信の拡充、国内外の学界との交流の進展を図っていく必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、職員の専門性・先見性向上を図っていくため、研究成果の对外公表や関係部局との相互交流のより一層充実に努めていくことが必要と考えます。また、センター長など学識経験者の知見も参考にしながら、研究活動の更なる向上、情報発信の拡充、国内外の学界との交流の進展を図っていく必要があります。

政策 5 - 3 電子政府実現に向けた行政情報化の推進

1. 政策の目標

国民サービスの向上と行政運営の質的向上を図るため、e Japan 重点計画等に沿って、行政情報化を推進する。

(説明)

行政の情報化は、行政のあらゆる分野へのITの活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しにより、国民や企業の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することを目的としています。

特に、国や地方公共団体等に対して、書類の提出という形で行われている行政手続について、そのオンライン化が実現されると、国民や企業が行政手続を時間的・地理的な制約なく行うこと、つまり、自宅や職場からインターネットを使って、原則として24時間行政手続を行うことが可能となり、国民や企業の利便性が飛躍的に向上すると考えられます。

行政手続のオンライン化を実現するため、金融庁では、所管する全ての申請・届出等手続について、国民や企業が自宅や職場からインターネットを使って金融庁のホームページにアクセスすることにより行政手続を行うことが可能となるシステムの整備等を計画的に行うこととしています。

2. 平成14事務年度における事務運営についての評価

個別手続のオンライン化実施の状況

「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」では、金融庁に対して行われる原則全ての申請・届出等手続について、平成15年度までに、オンライン化を実施することとしています。

金融庁では、平成15年6月までに、金融庁に対して行われる申請・届出等手続1,398件のうち、約半数となる700手続について、オンライン申請が行えるように個別手続に係るシステムの開発を行い、その運用を開始しました。平成13年度以降のオンライン化の状況は下表のとおりです。

金融庁に対して行われる申請・届出等手続のオンライン化の実施は、申請者等の利便性の向上に寄与するものであり、今後、オンライン申請が定着することによりその効果がさらに高まることが期待されます。

3. 今後の課題

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するものであり、金融庁としても引き続き積極的に取り組んで行く必要があります。こうした中、今般、国民の利便性・サービスの向上、IT化に対応した業務改革、共通的な環境整備を柱とした金融庁電子政府構築計画が策定されたところであり、今後は、当該計画等に則し、電子政府の実現に向け、これまで以上の取り組みの

充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

特に、国民や企業と行政との間のすべての申請・届出等手続のオンライン化は、電子政府構築の一環として、平成 15 年度までに実施する必要があります。金融庁においても、引き続き、申請・届出等手続のオンライン化に取り組む必要があります。また、法令改正等により新たな申請・届出等手続が生じた場合は、平成 15 年度以降においてもそのオンライン化を実施していく必要があります（16 年度において予算要求が必要です）。

さらに、申請者等の利便性の向上のため、オンライン申請受付の 365 日 24 時間化等所要の対応を図る必要があります。

なお、平成 16 年度において、法令改正による新規申請・届出等手続のオンライン化への対応、オンライン申請受付の 365 日 24 時間化等、申請者等の利便性の向上のため、予算要求を行う必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、電子政府構築計画等に基づいて、国民の利便性・サービスの向上等の観点から、これまで以上の取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

政策 6 - 1 マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化

1. 政策の目標

当庁提供の情報を端緒にして、法執行当局において刑事事件の捜査又は犯則事件の調査が開始されることを目標に、

平成 15 年 1 月の施行に向け「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の目的と内容についての理解が得られるよう国民への広報活動を行う。

金融機関から、より質の高い届出情報が届出られるように金融機関に働きかけてゆく。

法執行当局による提供情報の活用促進を図るため、法執行当局との連携を強化する。

また、国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制を強化することを目標に国際的な連携を強化する。

(説明)

マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、犯罪で得た収益(犯罪収益)を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすることです。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大のために使われたり、事業活動に使われて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすおそれがあることから、マネー・ローンダリングを防止する必要があります。

マネー・ローンダリング対策の一つとして、金融機関等に対し犯罪収益やマネー・ローンダリングに関係すると疑われる取引の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」があります。我が国においても、この制度に基づき、金融機関等から金融庁に届出が行われ、金融庁はこれらの情報を整理・分析して、刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断した場合には、捜査機関等に情報を提供しています。

また、マネー・ローンダリングは、規制の強い国を避け、規制の緩い国で行われる傾向があることから、国際的な取り組みが必要であると考えられています。

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件後、テロ対策は、国際的にも特に重大な問題であると認識されていますが、テロ行為はテロリストが手に入れた資金に支えられていることから、テロ資金対策が国際社会にとっても我が国にとっても重大な課題となっています。

このようなことから、金融庁では、疑わしい取引の届出の実効性の確保及びテロ資金対策として成立した「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行に向けて広報活動等を行うとともに、金融機関等及び法執行当局との意見交換、外国機関との連携等により、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に努めることとしました。

2. 平成14事務年度における事務運営についての評価

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を各地で実施するとともに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行に向けて積極的な広報活動を行なったこと等、疑わしい取引の発見及び本人確認の徹底についての金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も増加し、情報の質も一定の向上が見られるところです。また、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に関するパンフレットの作成や金融庁ホームページへの掲載は、金融機関等への周知徹底のみならず、国民全般への周知にも一定の役割を果たしたものと考えられます（金融庁ホームページにおける本人確認法専用のコーナーへの15年6月末現在のアクセス件数は累積で83,944件）。

また、法執行当局に対してより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と有意義な意見交換を行いました。

さらに、国際会議における議論に積極的に参加するとともに、外国F I Uとの情報交換枠組み協議を進めており、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に貢献しました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えます。

3. 今後の課題

- (1) 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」については、金融機関等によって実際の運用が開始されたところであり、今後も運用状況を注視していく必要があります。また、実際の運用の中で金融機関等から寄せられる疑問や問題点の解決、顧客から寄せられる質問等にも適切に対応していくことが必要です。
- (2) 疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- (3) 大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等が金融庁から提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。金融庁の整理・分析能力の強化のためには、16年度予算において、届出情報をデータベース化し分析するために活用している現行システムの維持、運用及び処理能力を高めるための開発経費が必要であり、分析

業務を担当する職員の増員も必要です。

- (4) マネー・ローンダリング及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もFATF等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国FIUとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

4. 端的な結論

政策の達成に向け成果が上がっており、今後も金融機関等からより質の高い情報をより多く得て、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるとともに、国際的な協力体制を推進するため、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要があります。

政策 6 - 2 国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献

1. 政策の目標

自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆる B I S 規制）の見直しの最終案の策定など、国際的なフォーラム等における金融監督基準の策定及び金融サービスの自由化・円滑化に関する国際ルール策定に積極的に貢献する。

（説明）

近年世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であると共に、我が国の金融システムの一層の安定化にも繋がる重要な施策であると考えています。

また、近年世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資すると共に、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O、I A I S、ジョイント・フォーラム及び W T O 等の各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。B I S 規制の見直し作業においても、我が国は、銀行の信用リスク計測方法のあり方等について、個人向け・中小企業向けの融資の特性を考慮した取り扱いを盛り込むことを提案する等、重要な貢献を行いました。

証券監督者国際機構（I O S C O）

我が国は、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に貢献しました。例えば、我が国は、証券アナリストに関するプロジェクト・チームの議長を務めました。また、監査・開示の問題に関する議論において、我が国の監査人監督制度を反映した原則としたほか、我が国の継続開示制度が、継続開示制度のアプローチの一類型として取り上げられる等、重要な貢献を行いました。

保険監督者国際機構（I A I S）

我が国は、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に参画し、各種の原則の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、コア・プリンシプル改訂の議論において、我が国における保険監督・規制を踏まえ、また、我が国に関するF S A Pの評価作業の実施経験を反映させ、新たなコア・プリンシプルが各国の実情に即しつつ、その保険監督・規制の向上に資するものとなるよう精力的に起案に参画する等、重要な貢献を行いました。

ジョイント・フォーラム

我が国は、各会合の議論に参画し、各種の報告等の作成に積極的な貢献を行いました。

世界貿易機関（W T O）

我が国は、加盟国に対して市場参入制限や内外差別的な国内規制の撤廃・緩和を求め、また、本年3月末に初期オファーを提出するなど、金融サービス分野の自由化交渉の進展に積極的な貢献を行いました。

3 . 今後の課題

(1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準等が、より適切な環境整備に貢献するものであると考えており、引き続き国際的な銀行監督ルール策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的に貢献していくことを目指します。現在バーゼル委員会での議論の中心となっているB I S規制の見直し作業については、我が国は、銀行のリスク管理能力向上へのインセンティブの付与や、銀行実務との整合性等の観点から、引き続き積極的に提案を行っていく必要があります。

(2) 証券監督者国際機構（I O S C O）

我が国は、各国の証券市場等の実状等を踏まえて作成された諸原則や報告書等が、証券規制水準の向上に資するものであると考えており、今後も引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等により一層積極的に貢献する必要があります。

(3) 保険監督者国際機構（I A I S）

我が国は、各国の保険監督制度の実状等を踏まえて策定された各原則等が、保険監督水準の向上に資するものであると考えており、引き続き執行委員会や専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な保険監督の原則の策定等により一層積極的に貢献する必要があります。

(4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が日々刻々進んでいることに対応すべく、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献する必要があります。

(5) 世界貿易機関 (W T O)

適切かつ秩序ある金融サービス自由化のためのルール策定をW T Oでの交渉等を通じて促進することは、各国の経済発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものと考えており、今後も引き続きサービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していく必要があります。

以上を踏まえ、平成 16 年度においても、国際会議等のための予算要求を行う必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果は上がっており、引き続き各フォーラム等での議論に積極的に参画して国際的な金融システム安定のためのルール策定に取り組む必要があります。

1. 政策の目標

アジア、太平洋州諸国を中心とする新興市場国を対象に規制・監督当局への技術支援や国際機関の実施する技術協力を積極的に取り組み、併せて、新興市場国の規制・監督当局との連携強化を図る。こうした取り組みを通じて、我が国の金融システムの一層の安定化を図る。

(説明)

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。また、アジア危機に見られたように、金融のグローバル化が進展する中で、一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠です。そこで、我が国と緊密な経済関係を有するアジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは、中長期的に、我が国の金融システムの一層の安定化にも資することになります。

これらを踏まえ、我が国としてアジア、太平洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

2. 平成 14 事務年度における事務運営についての評価

平成 14 事務年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっていると考えられます。研修終了後の参加者に対するアンケート調査（3 研修を対象に実施）によれば、参加者の 8 ～ 9 割が研修内容および水準は適当であると回答するなど、高い評価を受けることができました。

このように 14 事務年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援、更には我が国との連携強化に寄与しているものと考えます。

3. 今後の課題

金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられます。このような考え方にに基づき、アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要があります。

また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想されますが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に見直していくことが重要です。このような観点から、引き続き当庁が

実施する研修事業の参加者に対してアンケートや、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取組みを行う必要があります。

以上を踏まえ、平成 16 年度においても、技術支援のための予算要求を行う必要がありますが、我が国の厳しい経済・財政事情の中、今後の取組みにおいては、より一層効率的な技術支援を行うよう努める必要があります。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想される中、このような状況の変化に応じて、事業内容を適切に見直し、より効率的な技術支援を実施する必要があります。